

秋の叙勲

瑞宝双光章を受章



齋藤 昇氏
(柴中荻)

齋藤氏は、昭和33年から長年にわたり消防団活動に貢献され、平成2年からは消防団長として活躍されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

瑞宝单光章を受章



矢崎 廣江氏
(中央)

矢崎氏は、昭和55年から平成25年まで、民生委員・児童委員として社会福祉の向上に貢献されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

消防功勞

危険業務従事者叙勲 瑞宝双光章を受章



柳本 俊夫氏
(小貝戸)

柳本氏は、長年にわたり上尾市消防本部職員として消防活動に尽力されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

従六位旭日双光章を受章



故 鈴木 明氏
(細田山)

鈴木氏は、平成3年5月に伊奈町議会議員に当選し、連続6期23年の長きにわたり地方自治の振興発展に尽力されました。このたびの受章は、その顕著な功績が認められたものです。

文部科学大臣賞を受章



坂井 貞雄氏

坂井氏は平成18年11月に教育長に就任し、町および県の教育の充実・発展に多大なる貢献をされました。また、平成25年度からは埼玉県町村教育長会会長としての重責も担っています。このたびの受章は、地方教育行政の顕著な功績が認められたものです。

※掲載の承諾をいただいた方を紹介しています。

上尾・伊奈合同 消防特別点検を実施しました



10月19日、上尾市上平公園で消防協会上尾支部（伊奈町・上尾市）の消防団と消防署合同の特別点検が行われました。

この訓練は、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、消防団員および職員の士気を高めるとともに、出動体制の確立を図ることを目的として行われました。点検終了後、同協会の表彰式が行われ、次の方々が受章されました。（敬称略）

埼玉県消防協会表彰

二等功勞章

矢部剛（副分団長）・齋藤政利（部長）・鈴木純一郎（団員）

三等功勞章

東健太（団員）

機関技能章

加藤直秀（班長）・加藤岳

史（班長）・戸井田康隆（班長）

上尾支部表彰

特別功勞章

細田研（分団長）・細田睦

（副分団長）・山口敏彦（部長）

・山口和宏（部長）

・金田隆伝（班長）

・加藤直秀（班長）

・加藤岳史（班長）

・川田茂徳（班長）

・中島昭二（班長）

・戸井田隆司（班長）

・小宮一郎（班長）

・戸井田厚彦（班長）

・戸井田康隆（班長）

・矢部正樹（団員）

・横塚弘二（団員）

・矢部良平（団員）

・一等功勞章

細田浩二（班長）

・出野貴啓（団員）

・二等功勞章

上野広勝（班長）

・釈迦堂司（団員）

・戸井田直之（団員）

・野川太樹（団員）

・三等功勞章

川田賢興（団員）

・精勤章

上野広勝（班長）

・戸井田隆（団員）

・出野貴啓（団員）

・勤続章

東健太（団員）

平成27年4月から

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

園 子育て支援課内2127・2128

子ども・子育て支援新制度とは？

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして全国一斉にスタートする制度です。

子ども・子育て支援新制度で何がかわるの？

お子さんを預ける場所の選

択肢が充実します。

幼稚園や保育所のほかに「認定こども園」や「地域型保育事業」といった施設・事業の中から、お子さんを預ける場所を選べるようになります。

すでにお子さんが施設を利用されている場合、新制度移行後も、原則として同じ施設

事業を引き続き利用できます。

保育所等を利用するにはどうすればいいの？

保育所等を利用する際、「支給認定」（お子さんの保育の必要性を認定する手続き）を受けていただきます。

お子さんの年齢と保育の必要性に応じて次の3つの認定

〈現行制度〉

幼稚園（3～5歳）
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
利用時間
4時間程度の教育のほか、教育時間前後や夏休み等の預かり保育などを実施
※私立幼稚園は、新制度に移行するか、現行のまま継続するかを選択できます。

保育所（0～5歳）
就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設
利用時間
11時間までの保育のほか、保育時間前後の延長保育などを実施

認可外保育施設（0～2歳）
町の認定基準を満たす認可外保育施設（家庭保育室）
利用時間
8～11時間までの保育のほか、保育時間前後の延長保育など実施

〈新制度〉平成27年4月～

現行制度のままの幼稚園（3～5歳）
利用時間 4時間程度の教育のほか、教育時間前後や夏休み等の預かり保育などを実施
保育料 幼稚園で保育料を決定します。（幼稚園就園奨励費補助金による助成制度あり）
※27年度は町内の幼稚園すべて現行制度のまま継続します。

新制度に移行する幼稚園（3～5歳）
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
利用時間 4時間程度の教育のほか、教育時間前後や夏休み等の預かり保育などを実施
保育料 町で世帯の町民税額により保育料を決定します。

認定こども園（0～5歳）
幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設
利用時間 4時間程度の教育と8～11時間の保育、一時預かりなどを実施
保育料 町で世帯の町民税額により保育料を決定します。

保育所（0～5歳）
就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設
利用時間 8～11時間までの保育のほか、保育時間前後の延長保育など実施
保育料 町で世帯の町民税額により保育料を決定します。

地域型保育事業（0～2歳）
少人数の単位で、0～2歳の子どもの保育を行う事業（小規模保育事業）
利用時間 8～11時間までの保育のほか、保育時間前後の延長保育など実施
保育料 町で世帯の町民税額により保育料を決定します。
※27年度からは、町の認可を受けて実施されます。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となるお子さん	3～5歳で、教育を受け方（保護者の就労等の要件はありません。）	3～5歳で、保護者の就労等により保育を必要とする方	0～2歳で、保護者の就労等により保育を必要とする方
利用できる主な施設・事業	新制度に移行する幼稚園、認定こども園	認定こども園、保育所	認定こども園、保育所、地域型保育事業
施設等の利用時間	教育標準時間認定：1日4時間程度	保護者の就労時間等によって、施設・事業を利用できる時間が保育標準時間認定（1日11時間）と保育短時間認定（1日8時間）の2種類に分けられます。	

区分があり、その区分によって利用できる施設・事業が異なります。

新制度移行に伴い家庭保育室の利用手続きおよび保育料が変わります

現在の家庭保育室は、新制度では町の認可施設（小規模保育事業）となります。利用の申込みについては、認可保育所と同様に町の利用の申込みをし、町で利用の決定をします。

小規模保育事業所を利用できる入所基準は認可保育所と同様です。申込みが多数の場合、認可保育所と同様の方法で利用調整します。なお、保育料についても町の認可保育所と同様になります。

また、3歳以上も引き続き保育を希望される方は、受け入れ先を町が確保します。小規模保育事業所の利用申込の受付は、認可保育所の二次の申込みのときに併せて行います。詳細は1月にホームページに掲載します。

現在利用している家庭保育室を継続して利用される場合については、その施設を通してお知らせします。

子ども・子育て新制度について詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/